



発行 東京都

目次

83

条 例

- 行政不服審査法施行条例……………（総務局）…五
- 東京都職員の退職管理に関する条例……………（同）…七
- 審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都選挙管理委員会）…五
- 東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例……………（主税局）…五
- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…五
- 東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五

- 東京都特定個人情報の保護に関する条例……………（同）…五
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例……………（同）…七
- 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…七
- 東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…七
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…七
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都都民の森条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………（建設局）…七
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…七
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（東京都消防庁）…七
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六

条例のあらまし

●行政不服審査法施行条例（条例第一二六号）

一 行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行に伴い、東京都行政不服審査会を設置するほか、資料交付に関する手数料等を新設します。

（例）書面又は資料の写し（単色刷り） 一枚につき一〇円

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都職員の退職管理に関する条例(条例第一二七号)

一 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三四号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正を踏まえ、職員の退職管理に関し必要な事項を定めます。

(一) 退職し、再就職した者による職員への働き掛けを規制します。

(二) 利害関係企業等に対する求職活動を規制します。

(三) 再就職に係る情報の届出を義務付けます。

(四) 東京都退職管理委員会を設置します。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二八号)

一 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行に伴い、出頭した参考人等の費用弁償に係る規定を改めます。

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二九号)

一 東京都人事委員会勧告に伴い、各給料表を改定するとともに、公安職給料表の九級を職責・役割の程度に応じ三区に分け、その区分ごとに単一の給料月額に改めます。

二 等級別基準職務表を定めます。

三 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三〇号)

一 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三四号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴

い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三一号)

一 東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定するとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三四号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、号給別基準職務表を定めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三二号)

一 東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定するとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三四号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、号給別基準職務表を定めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

一 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三四号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三四号)

一 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三四号）の施行による地方公務員法（昭和二五年法律第二六一号）の改正等に
 伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三五号）

一 行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例（条例第一三六号）

一 東京都区市町村振興基金の貸付期間の上限を三〇年から四〇年に引き上げます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一三七号）

一 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第六九号。以下「整備法」という。）の施行による公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）及び地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、書類等

の交付に関する手数料を新設します。

（例）書面又は資料の写し（単色刷り） 一枚につき一〇円

二 この条例は、整備法の施行の日から施行します。

●東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例（条例第一三八号）

一 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第六九号。以下「整備法」という。）の施行による地方税法（昭和二五年法律第二二六号）の改正に伴い、東京都固定資産評価審査委員会が行う書類又は資料の

写しの交付に関する手数料を新設します。

（例）書類又は資料の写し（単色刷り） 一枚につき一〇円

二 この条例は、整備法の施行の日から施行します。

●東京都情報公開条例の一部を改正する条例（条例第一三九号）

一 東京都特定個人情報保護に関する条例（条例第一四一号）の制定を踏まえ、非開示情報に特定個人情報を加えます。

二 行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行を踏まえ、所要の改正を行います。

三 この条例は、行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

●東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四〇号）

一 東京都特定個人情報の保護に関する条例（条例第一四一号）の制定を踏まえ、非開示情報に特定個人情報を加えます。

二 行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行を踏まえ、所要の改正を行います。

三 この条例は、行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

●東京都特定個人情報の保護に関する条例（条例第一四一号）

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の施行を踏まえ、都における特定個人情報の保護等に関する事項を定めます。

(一) 特定個人情報の保護及び特定個人情報保護評価について定めます。

(二) 保有特定個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求等の手続を定めます。

二 この条例は、平成二八年一月一日ほかから施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四二号）

一 東京都人事委員会勧告に伴い、給料表を改定します。

二 等級別基準職務表を定めます。

三 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四三号)

- 一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成二七年政令第八四号)の施行等を踏まえ、介護補償の限度額及び補償基礎額を改定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、平成二七年四月一日から適用します。

●東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例(条例第一四四号)

- 一 東京都立多摩社会教育会館を廃止します。
- 二 この条例は、平成二九年一月一日から施行します。

●東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四五号)

- 一 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成一四年厚生労働省令第四九号)の改正に伴い、婦人保護施設の施設長の年齢要件(三〇歳以上)を撤廃します。
- 二 この条例は、平成二八年一月一日から施行します。

●東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第一四六号)

- 一 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行を踏まえ、委員及びその職を退いた者の守秘義務等の規定を設けます。
- 二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第一四七号)

- 一 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行を踏まえ、委員及びその職を退いた者の守秘義務等の規定を設けます。

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第一四八号)

- 一 東京都心身障害者福祉センターの位置を改めるとともに、新たに別館を置きます。

新宿区戸山三丁目一七番二号

↓ 新宿区神楽河岸一番一号

二 この条例は、平成二八年三月一日から施行します。

●東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第一四九号)

- 一 東京都立精神保健福祉センターの位置を改めます。

台東区下谷一丁目一番三号

↓ 台東区東上野三丁目三番一三号

二 この条例は、平成二八年三月一日から施行します。

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例(条例第一五〇号)

- 一 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第七二号)の施行による職業能力開発促進法(昭和四四年法律第六四号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五一号)

- 一 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成二七年環境省令第三三三号)の施行による排水基準を定める省令(昭和四六年総理府令第三五号)の改正を踏まえ、公共用水域に排出する汚水の規制基準を改めます。

(例) 水道水源水域における新設工場のトリクロロエチレンに係る規制基準 一

リットル当たり〇・〇三ミリグラム ↓ リットル当たり〇・〇一ミリグラム

二 この条例は、平成二八年一月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例 (条例第一五二号)

一 行政不服審査法 (平成二六年法律第六八号) の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

●東京都都民の森条例の一部を改正する条例 (条例第一五三号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行による学校教育法 (昭和二二年法律第二六号) の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例 (条例第一五四号)

一 都立公園の占用料の種別を新設します。
都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設

占用面積一月一平方メートルまでごとに 八五九円

二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第一五五号)

一 東京都特定個人情報保護の保護に関する条例 (平成二七年東京都条例第一四一号) の施行を踏まえ、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二八年一月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第一五六号)

一 消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令 (平成二七年総務

省令第一〇号) の施行等に伴い、消防用設備等に関する基準を改めます。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五七号)

一 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 (平成二七年政令第三四六号) の施行による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和三十一年政令第三三五号) の改正に伴い、特殊公務に係る公務災害補償についての併給調整率に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成二七年一〇月一日から適用します。

条 例

行政不服審査法施行条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二百二十六号

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法 (平成二六年法律第六八号。以下「法」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審理員等が行う資料交付に係る手数料)

第二条 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用される同条第四項 (法第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第一項の規定により、審査庁が書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合 (以下この条において「審査庁が資料交付を行う場合」という。)) を含む。) に規定する条例で定める手数料は、別表のとおりとする。

2 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用される同条第五項 (審査庁が資料

交付を行う場合を含む。)の規定により、前項の手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

一 審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。)が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する現に同法の保護を受けている者であるとき。

二 審査請求人等が生活保護法第六条第二項に規定する同法の保護を必要とする状態にある者で、現にその保護を受けていないものであるとき。

三 審査請求人等が災害等不時の事故によつて生計困難になつた者であるとき。

四 その他特別の理由があると認めるとき。

3 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項(法第九条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人等が第二項各号のいずれかに該当する事実を証明する書面を添付しなければならない。

5 第一項から前項までの規定にかかわらず、審査庁が資料交付を行う場合における第一項の手数料の額又はその減額若しくは免除については、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(東京都行政不服審査会の設置)

第三条 法第八十一条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第四条 審査会は、委員十五人以内をもって組織する。

(委員)

第五条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第六条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第八条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 第五条第二項から第七項までの規定は、専門委員に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する部会で、

審査請求に係る事件について調査審議する。

2 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会長は、部会の議長となる。

5 部会の会議は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

6 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審査会は、その議決により、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(審議手続の非公開)

第十条 審査会及び前条第一項に規定する部会の行う審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第十一条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(会長への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(審査会における資料交付に係る手数料)

第十三条 法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用される法第七十八条第四項に規定する条例で定める手数料は、別表のとおりとする。

2 法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用される法第七十八条第五項の規定により、前項の手数料を減額し、又は免除することができる場合は、第二条第二項各号に掲げるとおりとする。この場合においては、同条第三項及び第四項の規定を準用する。

(罰則)

第十四条 第五条第六項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表(第二条、第十三条関係)

種類	金額
書面又は書類の写し(単色刷り)	一枚につき十円
書面又は書類の写し(多色刷り)	一枚につき二十円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの(単色刷り)	印刷物として出力したもの一枚につき十円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの(多色刷り)	印刷物として出力したもの一枚につき二十円

備考

一 この表において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 書面又は書類の写し(電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

東京都職員の退職管理に関する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二百二十七号

東京都職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第八項、第三十八条の六第一項及び第二項並びに第六十五条の規定に基づき、職員(法第三十八条の二第一項に規定する職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の三の規定により法第四条第一項に規定する職員とみなされる警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)を含む。)をいう。以下同じ。)の退職管理に関し必要な

事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、職員であつた者であつて離職後に営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。次条第二項及び第七条において同じ。)であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(法第三十八条の二第二項に規定する退職手当通算法人をいう。次条第二項及び第七条において同じ。)の地位に就いている者(特定地方警務官であつた者にあつては、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十六条の二第四項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者)であつて引き続き同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者)及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下単に「退職派遣者」という。)を除く。)のうち、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるもの(以下「部課長等の職」という。)に離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同項に規定する契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(在職中の求職の規制)

第三条 職員(局長等の職(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。))に就いている者及び第六条第二項の規定により任命権者により営利企業等へ情報が提供された職員を除く。)は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして

人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人(法第三十八条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。)の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合
- 二 退職派遣者となることが予定されている職員が、派遣される予定の団体に対して行う場合

三 在職する執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職と認められるものに就いている職員が行う場合

四 職員が、利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として任命権者が行う承認(以下「利害関係企業等への求職活動の承認」という。)を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

(職員であつた者に対する求職の規制)

第四条 任命権者は、職員であつた者(離職日の前日において局長等の職に就いていた者を除く。以下この条において同じ。)に対し、離職後二年間、利害関係にあつた企業等(営利企業等のうち職員であつた者の離職時の職務に利害関係を有していたものとして人事委員会規則で定めるものをいう。)に対し、当該利害関係にあつた企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束しないよう求めることができる。

2 前項の規定は、離職時に在職していた執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職と認められるものに就いていた職員であつた者が行う場合には、適用しない。

(局長等の職に就いている職員等に対する求職の規制)

第五条 局長等の職に就いている職員は、その職務の重要性に鑑み、局長等の職に就いている又は就いていたときの職務並びに部長等の職に就いていたときの職務に関連する利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 任命権者は、職員のうち離職日の前日において局長等の職に就いていた者に対し、その職務の重要性に鑑み、離職後二年間、利害関係にあった企業等(営利企業等のうち局長等の職及び部課長等の職に就いていたときの職務に利害関係を有していたものとして人事委員会規則で定めるものをいう。)に対し、当該利害関係にあった企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束しないよう求めることができる。

(任命権者による職員の推薦及び人材情報の提供)

第六条 任命権者は、都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適切な人材として当該任命権者の職員又は職員であった者を推薦することが必要と認められる団体(以下「適材推薦団体」という。)を選定し、当該任命権者の職員又は職員であった者を推薦することができる。

2 任命権者は、営利企業等(適材推薦団体を除く。)から、職員に係る求人申込みがあった場合は、当該営利企業等に対し求人内容と合致する職員に関する情報を提供することができる。

3 前項に定める人材情報の提供について、やむを得ない事情により当該職員の在職中に実施することができなかつた場合は、当該職員の離職後に実施することができる。

(任命権者への届出)

第七条 職員(退職手当通算予定職員であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就く予定にある者、引き続き退職派遣者となる予定にある者、実質的に行政上の権限を行使しない職員として人事委員会規則に定めるもの及び任命権者への届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者と任命権者が認めるものを除く。)は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くことを約束した場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就くことを約束した場合は、日々雇入れられる者となる場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員(以下「管理又は監督の地位にある職員」という。)であつた者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び引き続き退職派遣者となつた者を除く。以下「管理又は監督の地位にある職員であつた者」という。)は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、前項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

3 前項に定める任命権者への届出は、職員であつた者のうち離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員であつた者に該当しないもの(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者、引き続き退職派遣者となつた者、実質的に行政上の権限を行使しなかつた職員として人事委員会規則に定めるもの及び任命権者への届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者と任命権者が認めるものを除く。)に準用する。

(公表)

第八条 任命権者(次条第二項各号に掲げる任命権者に限る。)は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であつた者から届出を受けた事項について、毎年度一回、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表する。

3 警視總監は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項のうち、警視庁の職員の職務に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについて、毎年度一回、公表する。

4 消防総監は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項について、毎年度一回、人事委員会規則で定める事項を公表する。

(東京都職員人材バンクの設置)

第九条 職員の再就職を適正に管理するに際し、次に掲げる事項に関する事務を行うことを目的として、東京都職員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を置く。

一 利害関係企業等への求職活動の承認

二 第六条第一項に規定する任命権者による適材推薦団体への推薦

三 第六条第二項に規定する営利企業等からの求人への申込みの受付及び任命権者による人材情報の提供

四 第七条に規定する任命権者への届出

五 その他退職管理の適正確保に関する事務

2 人材バンクは、次に掲げる任命権者の職員又は職員であった者を対象とする。

一 知事

二 都議会議長

三 選挙管理委員会

四 代表監査委員

五 教育委員会

六 人事委員会

七 海区漁業調整委員会

八 公営企業管理者

3 人材バンクの運営における第一項に規定する事務に関して必要な事項については、東京都規則で定める。

(東京都退職管理委員会の設置)

第十条 職員の再就職の公正性の確保のため、知事の附属機関として、東京都退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 任命権者は、次に掲げる事項を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

一 法第三十八条の二第六項第一号に規定する地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則に定めるものに係る人事委員会に対する申請

二 利害関係企業等への求職活動の承認

三 第六条第一項に規定する適材推薦団体の選定

四 第六条第二項に規定する人材情報の提供

4 前条第二項第二号から第八号までに掲げる任命権者は、前項の規定による委員会への諮問について知事に委任することができる。

5 委員会は、第三項に掲げる事項の審議のほか、職員の退職管理の適正確保に関する事項について、任命権者から報告を受けることができる。

6 委員会は、前条第二項各号に掲げる任命権者の職員又は職員であった者を審議の対象とする。

(委員会の組織)

第十一条 委員会は、委員三人以上七人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第十二条 委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するものの中から、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の解職)

第十三条 知事は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障により職務を執行することができないと認められるとき。

四 前条第三項前段の規定に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、委員による職務上の義務違反その他引き続き委員として職務を執行することが著しく不相当であると知事が認めるとき。

(委員会の組織及び運営の細目)

第十四条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、

東京都規則で定める。

(警視庁の職員等に関する特例)

第十五条 警視総監及び警視庁の職員又は職員であった者には、第九条から前条までの規定は、適用しない。

2 特定地方警務官又は特定地方警務官であった者には、第三条から第五条まで、第七条、第八条及び第十七条の規定は、適用しない。

3 特定地方警務官又は特定地方警務官であった者に対する第六条の規定の適用については、「任命権者は」とあるのは「警視総監は」と、「当該任命権者の」とあるのは「警視総監の」とする。

4 警視総監は、警視庁の職員の退職管理を行うために必要と認められる措置を講ずることができる。

(東京消防庁の職員に関する読替え等)

第十六条 第十条第一項から第三項まで及び同条第五項並びに第十一条から第十四条までの規定は、東京消防庁の職員の退職管理について準用する。この場合において、第

十条第一項中「職員」とあるのは「東京消防庁の職員」と、「知事の附属機関として、

東京都退職管理委員会」とあるのは「東京消防庁退職管理委員会」と、同条第三項中

「任命権者」とあるのは「消防総監」と、第十二条及び第十三条中「知事」とあるのは

「消防総監」と、第十四条中「東京都規則で定める」とあるのは「消防総監が別に

定める」と読み替えるものとする。

2 消防総監は、東京消防庁の職員の退職管理を行うために必要と認められる措置を講ずることができる。

(罰則)

第十七条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(その他)

第十八条 法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十条第一項、第二項、第三項第一号及び第三号並びに第四項、第十一条から第十四条まで並びに第十五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第四条、第五条第二項並びに第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に離職した職員について適用する。この場合において、同日に離職した職員については、第七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)中「前項の規定による届出を行った場合」とあるのは、「従前の例により任命権者が当該者の再就職情報を把握している場合」とする。

3 第十七条の規定は、施行日前に離職した職員には、適用しない。

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

●東京都条例第二百二十八号

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例(昭和三十一年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表八の項を次のように改める。

八 行政不服審査法第三十四条(同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条の規定により出頭した参考人又は鑑定人

附 則

1 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

2 行政不服審査法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立てについて出頭した参考人又は鑑定人の費用弁償については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百、」を「百分の百五、」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

附則第五項中「第九条」を「第十条第二項」に改め、「助手、」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第5条関係)

行政職給料表

イ 行政職給料表(一)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	284,000	494,000
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	508,900
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	517,800
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	526,700
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	16	157,100	226,900	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	281,400	352,100	
	29	183,100	251,700	283,700	354,900	
	30	185,100	253,800	286,000	357,900	
	31	187,200	255,800	288,400	360,800	
	32	189,300	257,900	290,700	363,700	
	33	191,500	259,900	293,000	366,700	
	34	193,600	261,800	295,400	369,600	
	35	195,600	263,700	297,800	372,400	
	36	197,600	265,600	300,100	375,200	

37	199,600	267,400	302,500	377,800
38	201,500	269,200	304,900	380,400
39	203,300	271,000	307,300	382,800
40	205,000	272,900	309,800	385,300
41	206,800	274,700	312,200	387,800
42	208,600	276,600	314,600	390,200
43	210,400	278,400	317,100	392,600
44	212,100	280,200	319,500	395,000
45	213,800	282,000	322,000	397,500
46	215,600	283,800	324,500	399,900
47	217,300	285,600	327,000	402,200
48	219,000	287,400	329,600	404,500
49	220,700	289,200	332,200	406,900
50	222,400	291,000	334,900	409,300
51	224,100	292,800	337,600	411,600
52	225,800	294,600	340,300	413,800
53	227,400	296,400	343,000	415,900
54	229,100	298,200	345,600	417,900
55	230,800	300,000	348,100	420,000
56	232,500	301,700	350,500	422,000
57	234,100	303,400	352,800	423,900
58	235,700	305,100	355,100	425,800
59	237,400	306,800	357,300	427,600
60	239,000	308,500	359,400	429,400
61	240,600	310,200	361,400	431,200
62	242,200	311,800	363,400	432,700
63	243,900	313,500	365,400	433,800
64	245,500	315,100	367,300	434,700
65	247,100	316,600	369,200	435,600
66	248,800	318,200	371,000	436,400
67	250,400	319,700	372,700	437,100
68	252,000	321,300	374,300	437,800
69	253,600	322,800	375,900	438,500
70	255,300	324,300	377,000	439,200
71	256,900	325,700	378,100	439,900
72	258,500	327,100	379,000	440,600
73	260,100	328,600	379,900	441,300
74	261,700	330,100	380,800	442,000
75	263,400	331,500	381,700	442,700
76	265,000	332,900	382,500	443,300
77	266,600	334,200	383,300	443,900
78	268,200	335,500	384,100	444,600
79	269,800	336,700	384,900	445,200
80	271,300	337,800	385,700	445,800

81	272,800	338,800	386,500	446,400
82	274,400	339,800	387,200	447,000
83	275,900	340,800	387,900	447,600
84	277,400	341,700	388,500	448,200
85	278,900	342,500	389,100	448,800
86	280,500	343,400	389,700	449,400
87	282,000	344,100	390,300	450,000
88	283,500	344,800	390,900	450,500
89	285,000	345,500	391,500	451,000
90	286,400	346,100	392,100	451,600
91	287,900	346,600	392,700	452,100
92	289,400	347,000	393,200	452,600
93	290,800	347,500	393,700	453,100
94	292,200	348,000	394,300	453,600
95	293,600	348,500	394,800	454,100
96	295,000	349,000	395,300	454,600
97	296,400	349,400	395,800	455,000
98	297,700	349,900	396,300	
99	298,900	350,300	396,800	
100	300,200	350,800	397,300	
101	301,400	351,300	397,800	
102	302,600	351,700	398,300	
103	303,800	352,200	398,800	
104	304,900	352,700	399,300	
105	306,000	353,100	399,700	
106	306,900	353,500	400,200	
107	307,800	353,900	400,700	
108	308,700	354,300	401,100	
109	309,500	354,700	401,500	
110	310,200	355,100	402,000	
111	310,900	355,500	402,500	
112	311,600	355,900	402,900	
113	312,300	356,300	403,300	
114	312,700	356,700	403,800	
115	313,200	357,100	404,300	
116	313,700	357,500	404,700	
117	314,100	357,900	405,100	
118	314,500	358,300	405,600	
119	314,800	358,700	406,000	
120	315,100	359,100	406,400	
121	315,400	359,500	406,800	
122	315,800	359,800	407,300	
123	316,100	360,200	407,700	
124	316,400	360,600	408,100	

	125	316,700	361,000	408,500		
	126	317,100	361,300	409,000		
	127	317,400	361,700	409,400		
	128	317,700	362,100	409,800		
	129	318,000	362,500	410,200		
	130	318,400		410,700		
	131	318,700		411,100		
	132	319,000		411,500		
	133	319,300		411,900		
	134	319,700		412,300		
	135	320,000		412,700		
	136	320,300		413,100		
	137	320,600		413,500		
	138	320,900		413,900		
	139	321,300		414,300		
	140	321,600		414,700		
	141	321,900		415,100		
	142	322,200				
	143	322,500				
	144	322,800				
	145	323,100				
	146	323,400				
	147	323,700				
	148	324,000				
	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、156,100円とする。

3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	131,900	226,900	265,800	297,400
	2	132,400	228,800	267,600	299,500
	3	132,900	230,500	269,400	301,600
	4	133,400	232,300	271,200	303,700
	5	133,900	234,000	273,000	305,800
	6	134,400	235,600	274,900	307,900
	7	134,900	237,300	276,700	310,000
	8	135,500	238,900	278,500	312,100
	9	136,100	240,500	280,400	314,100
	10	136,600	242,100	282,300	316,100
	11	137,300	243,700	284,100	318,100
	12	137,900	245,300	285,900	320,100
	13	138,500	246,900	287,700	322,000
	14	139,300	248,500	289,400	324,000
	15	140,200	250,100	291,100	325,900
	16	141,100	251,700	292,800	327,800
	17	142,000	253,300	294,500	329,700
	18	143,100	254,900	296,300	331,600
	19	144,300	256,500	297,900	333,500
	20	145,500	258,100	299,600	335,500
	21	146,700	259,700	301,300	337,300
	22	147,900	261,300	302,900	339,200
	23	149,100	262,900	304,500	341,000
	24	150,300	264,500	306,100	342,800
	25	151,500	266,100	307,700	344,600
	26	152,900	267,700	309,200	346,300
	27	154,400	269,400	310,700	347,900
	28	155,900	271,000	312,100	349,500
	29	157,400	272,500	313,500	351,100
	30	159,000	274,100	315,000	352,300
	31	160,600	275,600	316,400	353,500
	32	162,200	277,000	317,800	354,700
	33	163,900	278,500	319,200	355,900
	34	165,500	280,000	320,600	357,000
	35	167,200	281,300	322,000	358,000
36	168,900	282,700	323,300	359,100	

37	170,600	284,000	324,600	360,100
38	172,200	285,400	325,800	361,100
39	173,900	286,800	327,000	362,000
40	175,600	288,000	328,100	362,900
41	177,300	289,300	329,300	363,800
42	178,800	290,500	330,300	364,600
43	180,200	291,700	331,200	365,400
44	181,600	292,800	332,100	366,200
45	183,000	293,900	333,000	366,900
46	184,400	294,900	333,900	367,500
47	185,800	295,900	334,700	368,100
48	187,200	296,900	335,500	368,700
49	188,500	297,900	336,300	369,200
50	189,800	298,900	337,100	369,700
51	191,000	299,800	337,800	370,100
52	192,200	300,700	338,500	370,500
53	193,300	301,600	339,200	370,900
54	194,800	302,500	339,900	371,300
55	196,300	303,400	340,500	371,700
56	197,800	304,200	341,100	372,100
57	199,300	305,000	341,700	372,400
58	200,600	305,800	342,200	372,800
59	202,200	306,600	342,700	373,200
60	203,700	307,400	343,200	373,600
61	205,100	308,200	343,600	373,900
62	206,700	308,800	344,000	374,300
63	208,200	309,400	344,400	374,700
64	209,700	310,000	344,800	375,000
65	211,100	310,600	345,200	375,300
66	212,600	311,200	345,600	375,700
67	214,100	311,800	346,000	376,100
68	215,600	312,400	346,400	376,400
69	217,000	312,900	346,700	376,700
70	218,500	313,500	347,100	377,100
71	220,100	314,000	347,500	377,400
72	221,400	314,500	347,800	377,700
73	222,800	315,000	348,100	378,000
74	224,300	315,500	348,500	378,300
75	225,800	316,000	348,800	378,600
76	227,200	316,500	349,100	378,900
77	228,600	316,900	349,400	379,200
78	230,000	317,400	349,800	379,500
79	231,400	317,800	350,100	379,800
80	232,900	318,200	350,400	380,100

81	234,200	318,600	350,700	380,400
82	235,600	319,000	351,000	380,700
83	237,200	319,400	351,300	381,000
84	238,600	319,700	351,600	381,300
85	240,000	320,000	351,900	381,600
86	241,500	320,400	352,200	381,900
87	242,900	320,800	352,500	382,200
88	244,400	321,100	352,800	382,500
89	245,800	321,400	353,100	382,800
90	247,200	321,800	353,400	383,100
91	248,600	322,100	353,700	383,400
92	250,000	322,400	354,000	383,700
93	251,400	322,700	354,300	384,000
94	252,900	323,100	354,600	384,300
95	254,300	323,400	354,900	384,600
96	255,600	323,700	355,200	384,900
97	256,800	324,000	355,500	385,200
98	258,200	324,400	355,800	385,500
99	259,600	324,700	356,100	385,800
100	261,000	325,000	356,400	386,100
101	262,100	325,200	356,700	386,400
102	263,400	325,500	357,000	386,700
103	264,700	325,800	357,300	387,000
104	265,900	326,100	357,600	387,300
105	267,100	326,400	357,900	387,600
106	268,100	326,800	358,200	387,900
107	269,100	327,100	358,500	388,200
108	270,100	327,300	358,800	388,500
109	271,100	327,600	359,100	388,800
110	272,100	327,900	359,400	389,100
111	273,100	328,200	359,700	389,400
112	273,800	328,500	360,000	389,700
113	274,700	328,800	360,300	390,000
114	275,500	329,100	360,600	390,300
115	276,300	329,400	360,900	390,600
116	277,100	329,700	361,200	390,900
117	277,800	330,000	361,500	391,200
118	278,400	330,300	361,800	391,500
119	279,000	330,600	362,100	391,800
120	279,600	330,900	362,400	392,100
121	280,100	331,200	362,700	392,400
122	280,600	331,500	363,000	392,700
123	281,000	331,800	363,300	393,000
124	281,400	332,100	363,600	393,300

125	281,800	332,400	363,900	393,600
126	282,200	332,700	364,200	393,900
127	282,600	333,000	364,500	394,200
128	283,000	333,300	364,800	394,500
129	283,300	333,600	365,100	394,800
130	283,700	333,900	365,400	395,100
131	284,100	334,200	365,700	395,400
132	284,500	334,500	366,000	395,700
133	284,800	334,800	366,300	396,000
134	285,100	335,100	366,600	396,300
135	285,400	335,400	366,900	396,600
136	285,700	335,700	367,200	396,900
137	286,000	336,000	367,500	397,200
138	286,300	336,300	367,800	397,500
139	286,600	336,600	368,100	397,800
140	286,900	336,900	368,400	398,100
141	287,200	337,200	368,700	398,400
142	287,500	337,500	369,000	398,700
143	287,800	337,800	369,300	399,000
144	288,100	338,100	369,600	399,300
145	288,400	338,400	369,900	399,600
146	288,700	338,700	370,200	399,900
147	289,000	339,000	370,500	400,200
148	289,300	339,300	370,800	400,500
149	289,600	339,600	371,100	400,800
150	289,900	339,900	371,400	
151	290,200	340,200	371,700	
152	290,500	340,500	372,000	
153	290,800	340,800	372,300	
154	291,100	341,100	372,600	
155	291,400	341,400	372,900	
156	291,700	341,700	373,200	
157	292,000	342,000	373,500	
158	292,300	342,300	373,800	
159	292,600	342,600	374,100	
160	292,900	342,900	374,400	
161	293,200	343,200	374,700	
162	293,500	343,500	375,000	
163	293,800	343,800	375,300	
164	294,100	344,100	375,600	
165	294,400	344,400	375,900	
166	294,700	344,700	376,200	
167	295,000	345,000	376,500	
168	295,300	345,300	376,800	

169	295,600	345,600	377,100
170	295,900	345,900	377,400
171	296,200	346,200	377,700
172	296,500	346,500	378,000
173	296,800	346,800	378,300
174	297,100	347,100	378,600
175	297,400	347,400	378,900
176	297,700	347,700	379,200
177	298,000	348,000	379,500
178	298,300	348,300	379,800
179	298,600	348,600	380,100
180	298,900	348,900	380,400
181	299,200	349,200	380,700
182	299,500	349,500	381,000
183	299,800	349,800	381,300
184	300,100	350,100	381,600
185	300,400	350,400	381,900
186	300,700	350,700	382,200
187	301,000	351,000	382,500
188	301,300	351,300	382,800
189	301,600	351,600	383,100
190	301,900	351,900	383,400
191	302,200	352,200	383,700
192	302,500	352,500	384,000
193	302,800	352,800	384,300
194	303,100	353,100	
195	303,400	353,400	
196	303,700	353,700	
197	304,000	354,000	
198	304,300	354,300	
199	304,600	354,600	
200	304,900	354,900	
201	305,200	355,200	
202	305,500	355,500	
203	305,800	355,800	
204	306,100	356,100	
205	306,400	356,400	
206	306,700	356,700	
207	307,000	357,000	
208	307,300	357,300	
209	307,600	357,600	
210	307,900	357,900	
211	308,200	358,200	
212	308,500	358,500	

213	308, 800	358, 800
214	309, 100	359, 100
215	309, 400	359, 400
216	309, 700	359, 700
217	310, 000	360, 000
218	310, 300	360, 300
219	310, 600	360, 600
220	310, 900	360, 900
221	311, 200	361, 200
222	311, 500	361, 500
223	311, 800	361, 800
224	312, 100	362, 100
225	312, 400	362, 400
226	312, 700	
227	313, 000	
228	313, 300	
229	313, 600	
230	313, 900	
231	314, 200	
232	314, 500	
233	314, 800	
234	315, 100	
235	315, 400	
236	315, 700	
237	316, 000	
238	316, 300	
239	316, 600	
240	316, 900	
241	317, 200	
242	317, 500	
243	317, 800	
244	318, 100	
245	318, 400	
246	318, 700	
247	319, 000	
248	319, 300	
249	319, 600	
250	319, 900	
251	320, 200	
252	320, 500	
253	320, 800	
254	321, 100	
255	321, 400	
256	321, 700	

	257	322,000			
	258	322,300			
	259	322,600			
	260	322,900			
	261	323,200			
	262	323,500			
	263	323,800			
	264	324,100			
	265	324,400			
	266	324,700			
	267	325,000			
	268	325,300			
	269	325,600			
	270	325,900			
	271	326,200			
	272	326,500			
	273	326,800			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二(第5条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,100	172,300	193,700	201,100	225,000	247,700	284,800	311,800	434,800
	2	166,400	173,800	196,000	202,900	226,800	249,700	287,100	314,200	438,000
	3	167,800	175,300	198,300	204,700	228,700	251,600	289,300	316,600	441,200
	4	169,200	176,800	200,500	206,500	230,600	253,600	291,400	319,100	444,300
	5	170,600	178,300	202,700	208,300	232,500	255,700	293,600	321,600	447,300
	6	172,200	179,900	204,600	210,100	234,400	257,800	295,800	324,000	449,900
	7	173,900	181,500	206,500	211,900	236,300	259,900	298,000	326,500	452,500
	8	175,600	183,100	208,400	213,700	238,200	262,000	300,200	328,900	455,100
	9	177,300	184,700	210,200	215,600	240,100	264,100	302,400	331,400	457,700
	10	179,000	186,800	212,100	217,400	242,000	266,200	304,600	333,900	459,600
	11	180,700	189,000	214,000	219,200	243,900	268,300	306,800	336,400	461,500
	12	182,400	191,200	215,900	221,100	245,800	270,400	309,000	339,000	463,300
	13	184,200	193,500	217,700	223,000	247,800	272,500	311,200	341,600	465,100
	14	186,300	195,800	219,600	224,800	249,700	274,600	313,500	344,100	466,700
	15	188,500	198,000	221,400	226,600	251,700	276,700	315,800	346,700	468,300
	16	190,800	200,200	223,200	228,500	253,700	278,800	318,100	349,300	469,900
再任用職員以外の職員	17	193,100	202,400	225,000	230,400	255,700	280,900	320,400	351,900	471,500
	18	195,400	204,300	226,800	232,200	257,600	283,000	322,800	354,500	473,000
	19	197,600	206,300	228,600	234,100	259,600	285,100	325,200	357,200	474,500
	20	199,800	208,300	230,400	236,000	261,600	287,200	327,600	359,900	475,900
	21	202,000	210,200	232,200	237,900	263,600	289,400	330,100	362,600	477,300
	22	204,100	211,900	234,000	239,800	265,600	291,500	332,600	365,300	478,700
	23	206,200	213,700	235,800	241,700	267,600	293,600	335,000	368,000	480,100
	24	208,200	215,500	237,600	243,600	269,600	295,800	337,400	370,700	481,400
	25	210,100	217,200	239,400	245,500	271,600	298,000	339,800	373,500	482,700
	26	211,800	218,900	241,200	247,400	273,600	300,200	342,200	376,300	484,000
	27	213,500	220,600	243,000	249,300	275,600	302,300	344,600	379,200	485,300
	28	215,200	222,300	244,700	251,200	277,600	304,500	347,000	382,200	486,600
	29	216,800	223,900	246,400	253,100	279,700	306,600	349,500	385,200	487,900
	30	218,500	225,500	248,200	255,000	281,700	308,800	351,900	387,900	489,100
	31	220,200	227,100	250,000	256,900	283,800	311,000	354,300	390,600	490,300
	32	221,900	228,700	251,700	258,800	285,900	313,200	356,700	393,300	491,400
	33	223,500	230,300	253,400	260,700	288,000	315,400	359,200	395,900	492,500
	34	225,000	231,900	255,200	262,600	290,000	317,600	361,700	398,600	493,700
	35	226,500	233,500	257,000	264,700	292,100	319,800	364,200	401,200	494,800
	36	227,900	235,000	258,700	266,700	294,200	322,000	366,700	403,800	495,900

37	229,300	236,500	260,400	268,700	296,300	324,300	369,200	406,400	497,000
38	230,700	238,100	262,200	270,700	298,300	326,500	371,900	408,800	498,100
39	232,100	239,600	263,900	272,700	300,400	328,700	374,600	411,100	499,300
40	233,500	241,100	265,600	274,700	302,500	331,000	377,200	413,400	500,400
41	234,900	242,700	267,300	276,800	304,600	333,200	379,700	415,700	501,500
42	236,300	244,300	269,000	278,900	306,800	335,600	382,000	417,900	502,600
43	237,700	245,800	270,700	281,000	309,000	338,000	384,300	420,100	503,800
44	239,100	247,300	272,400	283,100	311,200	340,400	386,600	422,200	504,900
45	240,400	248,900	274,100	285,100	313,500	342,700	388,800	424,300	506,000
46	241,800	250,400	275,800	287,100	315,600	344,800	391,100	426,400	507,100
47	243,200	252,000	277,500	289,000	317,700	346,900	393,400	428,400	508,200
48	244,500	253,600	279,200	290,900	319,800	349,000	395,700	430,400	509,300
49	245,800	255,100	280,900	292,800	322,000	351,000	397,900	432,400	510,300
50	247,200	256,600	282,600	294,800	324,100	353,100	400,100	434,300	511,400
51	248,500	258,200	284,300	296,700	326,200	355,200	402,300	436,200	512,400
52	249,800	259,800	286,000	298,500	328,300	357,200	404,400	438,100	513,400
53	251,100	261,300	287,700	300,300	330,400	359,200	406,500	439,900	514,400
54	252,400	262,800	289,500	302,200	332,500	361,200	408,400	441,400	515,300
55	253,700	264,400	291,200	304,100	334,500	363,200	410,300	442,900	516,200
56	255,000	266,000	292,900	306,000	336,600	365,200	412,200	444,300	517,100
57	256,300	267,500	294,500	307,800	338,700	367,100	414,000	445,600	518,000
58	257,600	269,000	296,200	309,600	340,800	369,100	415,700	446,800	518,900
59	258,900	270,600	297,800	311,500	342,900	371,100	417,400	448,000	519,800
60	260,200	272,100	299,400	313,300	344,900	373,000	419,000	449,100	520,700
61	261,400	273,600	301,000	315,100	347,000	374,900	420,600	450,200	521,500
62	262,700	275,100	302,700	317,000	349,000	376,900	422,100	451,100	522,400
63	264,000	276,700	304,300	318,800	350,900	378,800	423,500	452,000	523,300
64	265,300	278,200	305,900	320,600	352,900	380,700	424,900	452,900	524,200
65	266,500	279,700	307,500	322,400	354,800	382,600	426,300	453,800	525,000
66	267,800	281,200	309,100	324,200	356,700	384,500	427,500	454,600	525,900
67	269,100	282,700	310,800	326,000	358,700	386,400	428,700	455,400	526,800
68	270,400	284,300	312,400	327,800	360,600	388,200	429,800	456,100	527,600
69	271,600	285,800	314,000	329,600	362,600	390,000	430,900	456,800	528,400
70	272,900	287,400	315,600	331,400	364,400	391,600	432,100	457,500	529,200
71	274,200	288,900	317,200	333,200	366,100	393,200	433,300	458,200	530,000
72	275,500	290,400	318,800	335,000	367,800	394,700	434,400	458,900	530,800
73	276,700	291,900	320,400	336,700	369,500	396,200	435,500	459,500	531,600
74	278,000	293,400	321,900	338,400	371,200	397,700	436,300	460,200	
75	279,300	294,900	323,400	340,200	372,900	399,200	437,100	460,800	
76	280,600	296,300	324,800	342,000	374,600	400,600	437,900	461,400	
77	281,800	297,700	326,200	343,700	376,200	402,000	438,600	462,000	
78	283,100	299,200	327,500	345,400	377,700	403,400	439,300	462,500	
79	284,400	300,600	328,800	347,000	379,200	404,700	440,000	463,000	
80	285,700	302,000	330,000	348,600	380,700	405,900	440,700	463,600	

81	286,900	303,400	331,200	350,100	382,100	407,100	441,300	464,100
82	288,200	304,800	332,400	351,500	383,400	408,300	442,000	464,600
83	289,500	306,200	333,600	352,900	384,700	409,400	442,700	465,100
84	290,700	307,600	334,700	354,300	386,000	410,500	443,300	465,600
85	291,900	309,000	335,900	355,700	387,300	411,500	443,900	466,000
86	293,200	310,300	337,100	357,000	388,500	412,300	444,600	466,500
87	294,500	311,600	338,200	358,400	389,600	413,100	445,200	467,000
88	295,700	312,800	339,400	359,800	390,800	413,900	445,800	467,500
89	296,900	314,000	340,500	361,100	391,900	414,600	446,400	467,900
90	298,000	315,100	341,600	362,500	392,800	415,300	447,000	468,300
91	299,100	316,200	342,700	363,900	393,600	416,000	447,600	468,800
92	300,200	317,300	343,700	365,200	394,400	416,700	448,100	469,300
93	301,300	318,300	344,800	366,500	395,100	417,300	448,600	469,800
94	302,400	319,400	345,900	367,800	395,900	418,000	449,200	470,200
95	303,400	320,500	347,000	369,000	396,600	418,700	449,700	470,700
96	304,400	321,500	348,100	370,200	397,300	419,300	450,200	471,200
97	305,400	322,500	349,100	371,400	398,000	419,900	450,600	471,700
98	306,400	323,600	350,000	372,400	398,700	420,600	451,100	472,100
99	307,400	324,600	351,000	373,300	399,400	421,200	451,600	472,600
100	308,400	325,600	352,000	374,300	400,000	421,800	452,100	473,100
101	309,400	326,600	352,900	375,200	400,700	422,400	452,500	473,600
102		327,700	353,900	376,100	401,400	423,100	453,000	474,000
103		328,700	354,800	376,900	402,100	423,700	453,500	474,500
104		329,700	355,700	377,600	402,800	424,300	453,900	475,000
105		330,700	356,500	378,300	403,400	424,900	454,400	475,500
106		331,700	357,200	378,900	404,100	425,500	454,900	
107		332,600	357,900	379,500	404,800	426,200	455,400	
108		333,500	358,600	380,000	405,400	426,800	455,800	
109		334,300	359,300	380,600	406,000	427,300	456,300	
110		334,900	359,900	381,200	406,700	427,900	456,800	
111		335,500	360,500	381,700	407,300	428,500	457,300	
112		336,100	361,000	382,300	407,900	429,100	457,700	
113		336,700	361,500	382,900	408,500	429,600	458,200	
114		337,300	362,000	383,500	409,200	430,200	458,700	
115		337,800	362,500	384,000	409,800	430,800	459,200	
116		338,300	363,000	384,500	410,300	431,300	459,600	
117		338,600	363,500	385,100	410,900	431,800	460,100	
118		338,900	364,000	385,700	411,500	432,300		
119		339,200	364,400	386,200	412,100	432,800		
120		339,500	364,900	386,700	412,700	433,300		
121		339,800	365,300	387,200	413,300	433,700		
122		340,100	365,700	387,700	413,900	434,200		
123		340,400	366,100	388,200	414,500	434,700		
124		340,700	366,500	388,700	415,100	435,100		

125		341,000	366,900	389,200	415,600	435,500			
126		341,300	367,300	389,700	416,200	436,000			
127		341,600	367,700	390,200	416,800	436,500			
128		341,900	368,100	390,700	417,300	436,900			
129		342,200	368,500	391,200	417,800	437,300			
130		342,500	368,800	391,700	418,300	437,800			
131		342,800	369,100	392,200	418,800	438,300			
132		343,100	369,400	392,700	419,300	438,700			
133		343,400	369,700	393,100	419,700	439,100			
134			370,000	393,600	420,200	439,600			
135			370,300	394,100	420,700	440,100			
136			370,600	394,600	421,200	440,500			
137			370,900	395,000	421,600	440,900			
138			371,200	395,500	422,100	441,400			
139			371,500	395,900	422,600	441,900			
140			371,800	396,300	423,100	442,300			
141			372,100	396,800	423,500	442,700			
142			372,400	397,200	424,000				
143			372,700	397,700	424,500				
144			373,000	398,100	424,900				
145			373,300	398,500	425,400				
146			373,600	398,900	425,900				
147			373,900	399,400	426,400				
148			374,200	399,800	426,800				
149			374,500	400,200	427,300				
150				400,600	427,800				
151				401,100	428,300				
152				401,500	428,700				
153				401,900	429,100				
154					429,600				
155					430,100				
156					430,500				
157					430,900				
再任用職員	200,000	231,600	267,400	284,100	296,000	306,100	321,200	338,100	429,700

備考 この表は、警察職員及び消防職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第五 (第5条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円
	1	214,200	319,200	421,200
	2	216,600	323,000	424,200
	3	219,000	326,800	427,200
	4	221,500	330,600	430,100
	5	224,000	334,400	433,000
	6	226,500	338,300	435,900
	7	229,000	342,200	438,700
	8	231,500	346,100	441,600
	9	234,100	350,000	444,500
	10	236,600	353,900	447,300
	11	239,200	357,800	450,100
	12	241,800	361,700	453,000
	13	244,400	365,600	455,900
	14	248,200	369,600	458,700
	15	252,000	373,600	461,500
	16	255,900	377,600	464,200
	17	259,800	381,600	466,900
	18	263,700	384,500	469,700
	19	267,600	387,400	472,500
	20	271,700	390,200	475,200
	21	275,700	393,000	477,900
	22	279,600	395,700	480,600
	23	283,400	398,400	483,200
	24	287,100	401,100	485,700
	25	290,800	403,800	488,300
	26	294,400	406,400	490,900
	27	297,900	408,900	493,400
	28	301,400	411,400	495,800
	29	304,800	413,900	498,200
	30	308,300	416,400	500,700
	31	311,800	418,900	503,200
	32	315,300	421,300	505,700
	33	318,700	423,700	508,100
	34	322,200	426,100	510,600
	35	325,700	428,400	513,000
36	329,100	430,700	515,400	

別表第五及び別表第六を次のように改める。

37	332,400	433,000	517,800
38	335,500	435,300	520,200
39	338,600	437,600	522,600
40	341,700	439,900	524,900
41	344,700	442,200	527,200
42	347,700	444,500	529,200
43	350,700	446,700	531,200
44	353,700	448,900	533,200
45	356,600	451,100	535,100
46	359,600	453,300	536,900
47	362,600	455,400	538,500
48	365,500	457,400	540,000
49	368,400	459,400	541,400
50	370,300	461,300	542,800
51	372,200	463,100	544,200
52	374,100	464,800	545,600
53	375,900	466,500	547,000
54	377,600	467,900	548,300
55	379,400	469,200	549,600
56	381,200	470,400	550,900
57	382,900	471,600	552,100
58	384,300	472,700	553,200
59	385,800	473,800	554,300
60	387,300	474,900	555,400
61	388,800	475,900	556,500
62	389,900	476,800	557,600
63	390,900	477,800	558,700
64	391,900	478,700	559,800
65	392,900	479,500	560,800
66	393,800	480,300	561,800
67	394,700	481,000	562,800
68	395,500	481,700	563,800
69	396,300	482,400	564,800
70	397,000	483,100	565,800
71	397,700	483,700	566,800
72	398,400	484,300	567,700
73	399,000	484,900	568,600
74	399,700	485,500	569,600
75	400,300	486,100	570,500
76	401,000	486,700	571,400
77	401,700	487,300	572,300
78	402,400	487,900	573,200
79	403,100	488,500	574,100
80	403,800	489,000	575,000
81	404,400	489,600	575,800
82	405,100	490,200	576,700
83	405,700	490,800	577,600
84	406,400	491,300	578,500

85	407,000	491,800	579,300
86	407,600	492,400	580,200
87	408,300	492,900	581,100
88	409,000	493,500	581,900
89	409,600	494,000	582,600
90	410,100	494,500	583,400
91	410,600	495,100	584,200
92	411,100	495,700	585,000
93	411,600	496,200	585,800
94	412,100	496,800	586,500
95	412,600	497,400	587,300
96	413,100	497,900	588,100
97	413,500	498,400	588,900
98	414,000	499,000	589,600
99	414,500	499,600	590,300
100	415,000	500,100	591,100
101	415,400	500,600	591,800
102	415,900	501,200	592,500
103	416,400	501,800	593,300
104	416,900	502,300	594,000
105	417,300	502,800	594,700
106	417,800		595,300
107	418,300		596,000
108	418,800		596,700
109	419,200		597,400
再任用職員	289,100	347,300	404,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	140,500	200,100	225,100	284,000
	2	141,600	201,700	227,000	286,400
	3	142,800	203,300	228,900	288,800
	4	144,000	205,000	230,800	291,100
	5	145,200	206,800	232,800	293,400
	6	146,400	208,500	234,800	295,800
	7	147,600	210,200	236,800	298,200
	8	148,800	212,100	238,700	300,500
	9	150,000	214,000	240,600	302,900
	10	151,300	215,900	242,500	305,400
	11	152,600	217,800	244,500	307,800
	12	153,900	219,600	246,600	310,300
	13	155,200	221,400	248,600	312,700
	14	156,500	223,300	250,700	315,200
	15	157,800	225,200	252,800	317,700
	16	159,200	227,100	254,900	320,100
	17	160,700	229,000	257,100	322,600
	18	162,200	230,900	259,200	325,200
	19	163,700	232,700	261,400	327,900
	20	165,200	234,600	263,600	330,500
	21	166,800	236,600	265,800	333,100
	22	169,400	238,600	268,000	335,800
	23	172,000	240,500	270,200	338,500
	24	174,600	242,300	272,400	341,200
	25	177,200	244,200	274,600	343,900
	26	178,900	246,100	276,900	346,600
	27	180,700	248,000	279,200	349,300
	28	182,600	250,000	281,500	352,100
	29	184,500	252,000	283,900	354,900
	30	186,300	254,000	286,300	357,900
	31	188,200	256,000	288,600	360,800
	32	190,300	258,000	290,900	363,700
	33	192,300	260,100	293,200	366,700
	34	194,300	262,000	295,500	369,600
	35	196,400	263,900	297,900	372,400
36	198,500	265,700	300,300	375,200	

37	200,400	267,500	302,700	377,800
38	202,200	269,300	305,100	380,400
39	203,900	271,200	307,500	382,800
40	205,500	273,000	309,900	385,300
41	207,100	274,900	312,300	387,800
42	208,800	276,800	314,700	390,200
43	210,500	278,600	317,100	392,600
44	212,200	280,400	319,500	395,000
45	213,900	282,200	322,000	397,500
46	215,700	284,000	324,500	399,900
47	217,400	285,800	327,000	402,200
48	219,200	287,600	329,600	404,500
49	221,000	289,400	332,200	406,900
50	222,700	291,200	334,900	409,300
51	224,400	293,000	337,600	411,600
52	226,100	294,800	340,300	413,800
53	227,800	296,600	343,000	415,900
54	229,500	298,400	345,600	417,900
55	231,200	300,100	348,100	420,000
56	232,900	301,900	350,500	422,000
57	234,600	303,600	352,800	423,900
58	236,300	305,400	355,100	425,800
59	238,000	307,100	357,300	427,600
60	239,600	308,800	359,400	429,400
61	241,200	310,500	361,400	431,200
62	242,800	312,100	363,400	432,700
63	244,500	313,700	365,400	433,800
64	246,200	315,300	367,300	434,700
65	247,800	316,900	369,200	435,600
66	249,400	318,500	371,000	436,400
67	251,000	320,000	372,700	437,100
68	252,700	321,600	374,300	437,800
69	254,300	323,100	375,900	438,500
70	255,900	324,600	377,000	439,200
71	257,500	326,100	378,100	439,900
72	259,200	327,600	379,000	440,600
73	260,800	329,100	379,900	441,300
74	262,400	330,600	380,800	442,000
75	264,000	331,900	381,700	442,700
76	265,500	333,200	382,500	443,300
77	267,000	334,500	383,300	443,900
78	268,500	335,700	384,100	444,600
79	270,100	336,900	384,900	445,200
80	271,600	338,000	385,700	445,800

81	273,200	339,000	386,500	446,400
82	274,800	339,900	387,200	447,000
83	276,200	340,800	387,900	447,600
84	277,700	341,700	388,500	448,200
85	279,200	342,500	389,100	448,800
86	280,600	343,400	389,700	449,400
87	282,100	344,100	390,300	450,000
88	283,500	344,800	390,900	450,500
89	285,000	345,500	391,500	451,000
90	286,400	346,100	392,100	451,600
91	287,900	346,600	392,700	452,100
92	289,400	347,000	393,200	452,600
93	290,800	347,500	393,700	453,100
94	292,200	348,000	394,300	
95	293,600	348,500	394,800	
96	295,000	349,000	395,300	
97	296,300	349,400	395,800	
98	297,600	349,900	396,300	
99	298,800	350,300	396,800	
100	300,000	350,800	397,300	
101	301,200	351,300	397,800	
102	302,300	351,700	398,300	
103	303,400	352,200	398,800	
104	304,500	352,500	399,300	
105	305,500	352,800	399,700	
106	306,300	353,100	400,200	
107	307,100	353,500	400,700	
108	308,000	353,900	401,100	
109	308,900	354,300	401,500	
110	309,700	354,600	402,000	
111	310,500	355,000	402,500	
112	311,300	355,400	402,900	
113	312,000	355,800	403,300	
114	312,500	356,200	403,800	
115	313,100	356,500	404,300	
116	313,600	356,900	404,700	
117	314,000	357,300	405,100	
118	314,300	357,600	405,600	
119	314,600	358,000	406,000	
120	314,900	358,400	406,400	
121	315,200	358,800	406,800	
122	315,500	359,100	407,300	
123	315,800	359,500	407,700	
124	316,100	359,900	408,100	

	125	316,400	360,300	408,500	
	126	316,700		408,900	
	127	317,000		409,300	
	128	317,300		409,700	
	129	317,600		410,100	
	130	317,900		410,500	
	131	318,200		410,900	
	132	318,500		411,300	
	133	318,800		411,700	
	134	319,100			
	135	319,400			
	136	319,700			
	137	320,000			
	138	320,300			
	139	320,600			
	140	320,900			
	141	321,200			
	142	321,500			
	143	321,800			
	144	322,100			
	145	322,400			
	146	322,700			
	147	323,000			
	148	323,300			
	149	323,500			
再任用職員		200,500	231,700	271,500	313,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	152,600	201,800	226,300	275,100
	2	154,000	203,400	228,200	277,300
	3	155,400	205,100	230,100	279,500
	4	156,800	206,800	232,000	281,700
	5	158,200	208,500	234,000	284,000
	6	159,600	210,200	235,900	286,400
	7	161,100	211,800	237,800	288,800
	8	162,600	213,500	239,800	291,100
	9	164,000	215,200	241,800	293,400
	10	165,500	216,900	243,800	295,800
	11	167,000	218,500	245,800	298,200
	12	168,400	220,200	247,800	300,500
	13	169,900	222,000	249,800	302,900
	14	171,500	223,800	251,800	305,400
	15	173,100	225,600	253,800	307,800
	16	174,700	227,400	255,800	310,300
	17	176,300	229,300	257,800	312,700
	18	177,900	231,100	259,800	315,200
	19	179,500	232,900	261,900	317,700
	20	181,100	234,800	264,000	320,100
	21	182,700	236,700	266,200	322,600
	22	184,400	238,700	268,300	325,200
	23	186,300	240,600	270,500	327,900
	24	188,200	242,500	272,700	330,500
	25	189,900	244,300	274,900	333,100
	26	191,400	246,100	277,100	335,800
	27	192,900	248,000	279,300	338,500
	28	194,400	250,000	281,500	341,200
	29	195,900	252,100	283,800	343,900
	30	197,500	254,100	286,100	346,600
	31	199,100	256,100	288,500	349,300
	32	200,600	258,200	290,900	352,100
	33	202,100	260,400	293,200	354,900
	34	203,700	262,300	295,500	357,900
	35	205,300	264,100	297,900	360,800
36	206,900	266,000	300,200	363,700	